

令和5年第5回（定例会）吉備中央町議会会議録（4日目）

1. 令和5年12月20日 午前 9時30分 開議

2. 令和5年12月20日 午前11時45分 閉会

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	5番	丸	山	節	夫
6番	河	上	真	智子	7番	山	崎		誠
8番	黒	田	員	米	9番	成	田	賢	一
10番	渡	邊	順	子	11番	西	山	宗	弘
12番	難	波	武	志					

6. 欠席議員

4番 石 井 壽 富

7. 会議録署名議員

1番 日 名 義 人                      2番 加 藤 高 志

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 亀 山 勝 則                      書 記 平 澤 瞳

9. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 本 雅 則	副 町 長	岡 田 清
教 育 長	石 井 孝 典	会 計 管 理 者	早 川 順 治
総 務 課 長	片 岡 昭 彦	税 務 課 長	山 本 敦 志
企 画 課 長	大 樫 隆 志	協 働 推 進 課 長	中 山 仁
住 民 課 長	古 好 広 徳	福 祉 課 長	古 林 直 樹
保 健 課 長	塚 田 恵 子	子 育 て 推 進 課 長	根 本 喜 代 香
農 林 課 長	山 口 文 亮	建 設 課 長	大 月 豊
水 道 課 長	歳 原 雅 則	教 委 事 務 局 長	大 月 道 広
定 住 促 進 課 長	荒 谷 哲 也	加 茂 川 総 合 事 務 所 長	宮 田 慎 治

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	発議第 5 号	吉備中央町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
日程第 3	議案第 6 2 号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 6 3 号	吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 6 4 号	吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 6 5 号	吉備中央町長及び副町長の給与の特例に関する条例について
日程第 7	議案第 6 6 号	吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 6 7 号	吉備中央町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 6 8 号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 6 9 号	吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 7 0 号	請負契約締結の変更について（吉備中央町立（仮称）円城こども園増築工事）
日程第 1 2	議案第 7 1 号	請負契約締結の変更について（吉備高原児童クラブ新築工事）
日程第 1 3	議案第 7 2 号	令和 5 年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第 1 4	議案第 7 3 号	令和 5 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 1 5	議案第 7 4 号	令和 5 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
日程第 1 6	議案第 7 5 号	令和 5 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正

予算について

日程第17 議案第76号 令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別  
会計補正予算について

日程第18 議案第77号 令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算につ  
いて

日程第19 議案第78号 令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算につ  
いて

(追加日程)

追加日程第1 議案第79号 吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及  
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

追加日程第2 議案第80号 吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条  
例について

追加日程第3 議案第81号 令和5年度吉備中央町一般会計補正予算について

追加日程第4 議案第82号 令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算に  
ついて

追加日程第5 発議第 6号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める  
意見書について

追加日程第6 発議第 7号 特別委員会の設置について

追加日程第7 令和6年度予算特別委員会委員の選任について

追加日程第8 令和6年度予算特別委員会の委員長及び副委員長  
の互選報告について

追加日程第9 閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

#### 1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

発議第 5号 吉備中央町議会議員の請負の状況の公表に関する条例に  
ついて 可決

議案第62号 吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例について 可決

議案第63号 吉備中央町特別職の職員で常勤のものの諸給与条例の一  
部を改正する条例について 可決

議案第64号	吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第65号	吉備中央町長及び副町長の給与の特例に関する条例について	可決
議案第66号	吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第67号	吉備中央町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第68号	吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	可決
議案第69号	吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第70号	請負契約締結の変更について（吉備中央町立（仮称）円城こども園増築工事）	可決
議案第71号	請負契約締結の変更について（吉備高原児童クラブ新築工事）	可決
議案第72号	令和5年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第73号	令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について	可決
議案第74号	令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	可決
議案第75号	令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について	可決
議案第76号	令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について	可決
議案第77号	令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
議案第78号	令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	可決
議案第79号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決

議案第 80 号	吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 81 号	令和 5 年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第 82 号	令和 5 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
発議第 6 号	再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書について	可決
発議第 7 号	特別委員会の設置について 閉会中の特定事件（所管事務）の調査について	可決 決定

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。4番、石井壽富君が所用のため欠席です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

会議中の撮影許可を開会日に報告したものに加えて、テレビせとうち並びに瀬戸内海放送に撮影許可をしていますので、報告します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、日名義人君、2番、加藤高志君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、発議第5号、吉備中央町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、発議第5号、吉備中央町議会議員の請負の状況の公表に関する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、議案第62号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第62号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、議案第63号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第63号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、議案第64号、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

一連の賃上げに係る提案ですが、特にこの件に関わってちょっと質問しときたいと思います。

まず、今回の人勧の内容ですが、日本の経済再生ということでは、賃上げは大きな意味を持っているということが再三言われてますが。しかし、内容的には物価高騰に追いつかないような水準の賃金アップ率の勧告です。そういう中で特に今回の場合は、正職員を対象にした条例改正だというふうに思います。むしろ、今増えている、全国的にですが、今

回も補正予算でも若干の会計年度職員等に関する提案もありましたが、こういった非正規への待遇改善と今度のこの条例との関連でどういう内容を何か考えておられることがあったら、ぜひ教えてほしいと思いますが。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

日名議員の御質問にお答えします。

今回の職員の改定と非正規職員の給与のことでございますが。現状、非正規職員のほうも吉備中央町でも多くなっております。それぞれ他の自治体のほう等も検討いたしまして、今後の研究になろうかと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第64号、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第65号、吉備中央町長及び副町長の給与の特例に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

こちらの議会初日の説明では、円城、この有機フッ素化合物の発生に伴う減免処置ということで説明があったんですけども、もう少し詳しく、この条例がなぜ必要なのか。必要な理由、そしてこの期間、そしてこの減額の理由ということをちょっと説明していただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この条例につきましては今回の水道事案に鑑みまして、これについては第三者委員会を立ち上げておりますが、それによらなくて、当然、このようなことになったのは、町組織としてのガバナンスができてなかったことが大きな要因でございます。それは、私また副町長含めて管理監督者がそのことがしっかりとできてなかった、その責任を痛感しております。そのために近隣の今までの、このような事案、それから吉備中央町での今までの事案を鑑みて、このような判断をさせていただきました。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありますか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

第三者委員会によらずということを決断されたということなんですけれど。水道法第4条であるとか、第22条であるとか、第39条でちょっと、安全な水を供給しなければならないとか、定期的に検査をしなければならないとか、必要な報告を都道府県知事に行わなければならないとか、様々こう実際できてなかったことがあって、これ、水道法の罰則のほうで第54条、第53条などで、実際、金額が書かれて罰金が書かれてあると思うんです。それらも多分踏まえて、第三者委員会で結論をここ出していくんだと思うんです。

が。その第三者委員会の結論で執行部、そして職員の方々の不適正な事務処理が認められた場合には、この給与の特例に関する条例案の、この期間、3月31日を延長するという意思があるかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この期間等々につきましては、第三者委員会の意見もしっかりと伺いしますが、それを伺うまでもなく、やはり責任を痛感しております。そうしたことも踏まえて、今までの他市町の事例また町の今までの事案等を鑑みて、私はこの期間また50%というのをしっかりと判断をさせていただきました。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

ということは、第三者委員会でもう少し厳しい結論が出たとしても、この期間を延長する意思はないということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

いや、第三者委員会でそのような方向性が出されたら、それは率直に受け止めて考えたいと思います、当然です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

先ほどの同僚議員の答弁で、大体方向性は見えたわけですが、具体的にお聞きしたいんですが。まだ、その第三者委員会も含む様々なその、例えば健康問題であるとか、血液検査であるとか、完全にこの円城の水問題は収束していないと、私は認識しております。

そうなった場合、この条例が3月31日限りで、この減額内容については終わりですが。それ以降も第三者委員会も含む様々な、その円城のことに關する一定の整理がついた段階で、さらにこの給与等に関する減額とか、何か分かりませんが、そういうふうなことはお考えがあるということではないでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

当然、第三者委員会が公正公平な方向性を出されます。それは率直に受けます。今回の場合は、率先して、やはり自らを正すという意味から出させていただきました。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

ちょっと明言をお願いしたんですが、これ、この今回出されている、この50%減の条例は、この年度ですね、3月31日、来年終わりですが。その第三者委員会が何らかの結論を出したり、またそれに付随する様々な問題があったときには、町長、副町長も含む給与の減額についても、さらに何らかのけじめというか、何らかの方策を出すということがおありでしょうかということ、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

第三者委員会は、こちらがしっかりと公正公平にこの事案についての責任も明確にしてくださいとお願いしていますので、それは尊重して、そのような方向性になると思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第65号、吉備中央町長及び副町長の給与の特例に関する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第66号、吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第66号、吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第67号、吉備中央町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第67号、吉備中央町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第68号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第68号、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第69号、吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第69号、吉備中央町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第70号、請負契約締結の変更について（吉備中央町立（仮称）円城こども園増築工事）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

これは一般質問のときにもちょっとさせていただきましたが、この請負契約については十分に精査をしていただき、今後こういう金額の変更がなきよう、お願いしたいものでございます。重ねて申し上げますけれども、こうした公金の出動については十分な精査が必要だと思いますし、結果的には子どもたちの安心・安全につながるものだと周知しておりますので、執行部のほうでもその辺をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁はよろしいか。

（11番、「あれば。」の声）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この請負契約等々につきましては、様々な要因で変更等も出るときはございますが、しっかりと、その設計段階で必要なものは必要、不要なものは不要ということも確認して、後戻りがないような格好に今後努めていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

精査ということで、今の町長答弁でそうなのかなという、半分思うんですが。ただ、あんまりにもその金額が大きいですね、その請負契約の変更金額が。それで当初の初日の説明では、はりが下がっていたであるとか、遊具の解体撤去の費用が増になったとかという説明があったんですが。それにしてもちょっと今の精査という関連では、なぜ事前にそういうことは分かっていたんではないかと思われるんですが、そのあたりの、もう少しちょっと説明を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

その件でございますが、しっかりと設計段階で設計のお願いはしておりましたが、取り組んできたんですけれども、天井を剥がして初めて隠れていた部分、はり部分、そこが分かったというところがございます。設計段階におきまして特に今回の部分については、建築年数が経過しているという建物の改良工事等におきまして大きな費用が発生するというふうな場合もあることを、今後念頭に置きながら設計という段階で万全を期していくように気をつけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

発言しないのにありがとうございました、指名いただきまして。

細かく、天井を剥がして初めて分かったという部分、そうなんだろうな、やむを得ないなと思うんですが。遊具のほうは、天井を剥がさなくても分かるんですが。それは当初から、この差額のことで全て、天井を剥がして分かった、今の建築のはりとか、いろんな問題だけだったのか。遊具のほうも最初に説明があったのですが、それは事前にある程度分かるんではないかと思うんですが。そのあたりは、詳細はいかがだったんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本子育て推進課長。

○子育て推進課長（根本喜代香君）

円城幼稚園の遊具につきましては、円城幼稚園自体が令和2年度で休園となっております。遊具の点検については、休園状態でしたので行なっておりません。令和2年の段階で一部にさびがあるとか、穴が空きかけているとかの検査結果をいただいております、様子を見ながら使用してよいという状況でした。でも、このたび、その2年間チェックをしておらず、チェックをしなければいけないということで、使用しないほうがよいという判断が出たということにより急遽新設させていただきたいと思っております。本来ならば、前年度の早い段階で検査をしていくことで、その新設という考えも浮かんだと思うんですけども、令和4年度に検査をしたということでも5年度は使わない状態があるということで、果たして2年近く経過した時点の遊具の様子が、果たして今回に活かしてたかどうかというのがあります。なので、今年度チェックをしての遊具新設ということで、よろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第70号、請負契約締結の変更について（吉備中央町立（仮称）円城こども園増築工事）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第71号、請負契約締結の変更について（吉備高原児童クラブ新築工事）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

これも先ほどの件と一緒になんですけれども、やはりこの変更っていうものにつきまして、はっきりした精査、重ねて申し上げますけれども、最終的には目的としては、子どもたちの安心・安全の施設でございます。十分な配慮が必要かとは思いますが、しかしながら、先ほど来から出ておりますように、きちっとした設計の段階で、それをしていただきたいということを申入れをしたいと思っております。これは答弁、結構です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第71号、請負契約締結の変更について（吉備高原児童クラブ新築工事）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第72号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

2点質問させていただきます。

13ページですか、収入のところで、町債が減額になっているということとの関連で、支出のほうでは27ページになりますが、8,000万円を超える減額補正が出されてますが。内容的にはスクールバスを購入するのを遅らせるということでした。いろいろ事情があったんでしょうが、その内容を。少なくとも遅らせる余裕があるということは、補正でなくても来年度の本格予算の中でというふうなこともあり得たと思うんですが。その辺の事情を、ひとつ説明をもう少しお願いしたいなというふうに思います。

それから、もう一点は、会計年度職員報酬、これ教育費の学校管理費の中に230万何がしが提案されていますけれども、これはどういうことで会計年度職員を採用したのか。それとも、もっと広く全体に対するものなのか。そのあたり、もう少し詳しく教えてほしいな。

関心事は、今先生たち非常に忙しいということをよく言われますが、そういったところにこういう形で、少しでも補いができているというふうなこともあり得るのかなという、そんな期待感も持って、お話を聞かせていただこうと思います、よろしく。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、1番、日名議員の御質問にお答えいたします。

まず、バスの件についてですが、当初予算のとき、令和5年度をつくるときに、そのと

きに半導体がまだ不足しとるということから、車を作ることが一時停滞していたということがございました。そのために直前の令和6年度にバスを購入するということになると間に合わない可能性があるかもということで、令和5年度に購入を予定しておりました。ただ、その後、半導体のほうも供給ができるようになったということで、今現在ではバスは令和6年度に契約しても納車できるというふうな状態になったというのが1つあるということです。

あとバスの車種の選定を行なっておりました。その中でいろんな車種を考える中で協議を進める中で、実際にどういったものにするかというふうなことで、その検討も行なっていたということがあって、今回購入が、そう今年度早く結ぶことはなかったということがあったのと、先ほどあったように令和6年度に購入しても十分間に合うということですので、急いで購入したらやっぱり維持費が、来年使わないのに1年間要するというのもあるので、今年度の購入は先に延ばしたということで、来年度の新年度予算に計上しようということで考えております。

そして、もう一つ目の会計年度職員の報酬ですが、これについては統合に伴いまして、複式学級が増える学校がありました。その学校に配置するための人員を、県の加配等ありますが、それでは足りないものを町費で雇うということで職員を雇いまして、その学校に当てて、学び残しのないようにということで事業を行うということで、雇った者の増加分ということになります。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

ということは、いろいろ説明は分かりましたが。スクールバスの件、もともと6年度でも間に合うという前提で今年度の提案が出されてたというふうにも取られるんですが、そのあたりどなんですかね。ちょっと曖昧な感じがするんですけど。

それはそれとして、もう一つは、統合して複式学級は解消される可能性がありますよね。結局1年間分だけの来年度の、これの複式のための用意という意味ですね。ということは1年に限り。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、日名議員の御質問にお答えいたします。

すみません、ちょっと説明が足らなかったということで。

まず、バスについては、令和5年度の予算をつくるときの当初の段階では半導体不足によりバスが1年間で購入できるかどうかの確約が得られなかったという状態がありました。そのために令和5年度の予算をつくるときには、直前では間に合わないかもしれないので、2年前ではあるんですが、令和5年、今年度で予算計上していたということで、今回令和5年度に上げていました。ただ、その中で今度は車種を選ぶ段階でいろいろ協議もしているというふうなことの中で、半導体の供給もできるようになり、車も1年間、来年度予算で購入しても十分買えるということが分かりましたので、あえて2年前に購入しなくても大丈夫ということで、今回落とさせていただいたということになります。

もう一つの町費で雇った先生を今年度限りかということでの御質問でございますが。来年度も必要などころには、県の加配あるいは足りないところは町費で十分補って、学び残しのないような事業をするということは、来年度も同じように行なっていく予定としておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

ちょっと繰り返しになろうかと思えます。スクールバスの関係で1点お尋ねしたいと思えます。

先ほど事務局長から半導体の関係で購入がどうであるかということも踏まえて、あえて5年度でもう当初予算を立てられたという説明だったと思えます。当初予算ときにはバス購入という点についての説明はいただきましたが。係る詳細な説明というのをお聞きしておりませんでした、尋ねてなかったのが悪かったのかもしれませんが。

13ページの内容を見ますと8、400万円の大半を教育債で財源確保するということになっておりますけれども、どういった起債の内容、どちらのほうで借りる予定になされておったのかということと、それから起債申請、当然されとると思うんですけど、その時点で当然普通でありますと、その仕様というものを示さなければならぬと思うんですけ

ど。今回お尋ねするのもどうかと思いますが、その仕様の内容として、例えばどういった、何台購入であるとか、台数であるとか、何人乗りであるとか、原動機の種類はどういったものかというあたり、当初に至ってどういった仕様を立てられて、計画をなされておったのか、お伺いをしたいと思います。

それから、新年度に向けて当然また起債充当というのは十分考えられると思うんですけども、交付税算入措置に伴う起債のほうが確かに有効であると思うんですけども、そのあたり、時の状況にもよろうかと思いますが、できるだけ町の財政を抑えてという、条件のいいところから借りられることができればベストであろうかと思うわけでありまして、そのあたりの動向について、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、丸山議員の御質問にお答えいたします。

まず、当初予算でバスを計上したときの理由ということで、ちょっと1年間で購入できないかもしれないというふうな、いろいろ事情があった件を最初の予算計上したときの説明の中にちょっと入れてなかったというのは、誠に申し訳なかったと思います。

そして、購入のバスの予定はどういったもので設計していたかということでございますが。まだ、そのときにはどんなバスになるかというのも分からなかったんで、中学のバスを念頭に置きまして大型2台、中型1台ぐらいで計上のほうを予定しておりました。

あと、借りる町債についてですが、最も有利であろうと思われる過疎債を借りる予定で進めておりました。今回、購入は延びることになりましたが、来年度も過疎債で借りることができればということで考えております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質問は。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

今の関連でございます。今局長が答弁あったように、この中学校のスクールバスを一つの目安にして購入されるような計画っていうのは大変結構なことなんですけど。これはち

よっと提案ですけれど、中学校のスクールバス、長いこと今使っておりまして老朽化もして、今後のことも大変重要な問題だと思うんですけれど。中学校のスクールバスの購入のときにも意見を申し上げたんですけれど、やっぱり車の耐久年数とか、走行の距離の制限とか、そういうようなものがあるんですけど、その当時には統廃合に伴って、メーカーの選定にしても十分な協議がなされたかどうかということ掘り返して申し上げるのではないんですけれど、今現在でスクールバスの保守点検、それから整備等に係る費用もだんだんかさんでくると思うんですよ。そういうことも鑑みながら、今後小学校のスクールバスについては、中学校のスクールバスだけがベースでなくして、きちっとした精査、精査を何遍も申し上げますけど、してほしいんです。それで、役場の職員さん方、教育委員会、特に専門職でないんで、車に関しては。よく、失礼な言い方しますが、やはり今請負している業者さん、専門の業者さんおられますよね、バス会社さん。そういうとことも協議をしながら、やっぱり運転士さんが一番よく存じ上げて、車両については、特にその辺を重要視して、安心・安全で子どもたちの本当に、子どもたちだけじゃなしに保護者も安心して子どもたちを学校へ送る。そういう設備にしていきたいということの思いがありますので、いろんな予算を組む中で、今、局長が答えたように、これはこうこうという説明は分かるんですけれど、より一層の精査をお願いしたいと思います。これ要望ですので、できるかできんかの、局長のちょっと答弁をお願いと思いますが、できるできんじゃなしに、してほしいんです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、西山議員の御質問といたしますか、提案のほうにお答えいたします。

誠に、提案、ありがとうございました。ぜひ、参考にさせていただきます。業者さん等の御意見も入れながら、よりよいバスになって、議員がおっしゃられたように安心・安全な通学に使えるバスということで選定のほうを進めていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

16ページのオペレーター業務委託料なんですけど、ちょっと内容や請け負っているところを教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

オペレーター業務委託料でございます。現在、デマンドタクシーは、受付業務を行っております。今、民間業者の国の事業としてMa a Sコントロールセンターといいまして、今タクシー会社の総合的な受付窓口として行っておりますが、ここで事業のほうは終了いたします。したがって、引き続き1か所での受付する業務のほうを、今委託先のほうを検討しております。そこが決まりましたら、そこへ委託をさせていただこうと思っておりますので、その委託料のほうを計上させていただいております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

じゃ、この業務委託をする場合の選定方法なんですけれども、どういう方法を取られるんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

なかなか、どなたでもというわけにはかかないと思いますので、そこらを含めまして、今、委託先等々の決め方も今検討してるところでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第72号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第73号、令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第73号、令和5年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第15、議案第74号、令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第74号、令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第16、議案第75号、令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第75号、令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第17、議案第76号、令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第76号、令和5年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第18、議案第77号、令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

すみません、ちょっと。上水道会計ですよね、すみません。

11ページの特別損失の内訳を、これは円城の問題に関わることだと思うんですけども。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

山崎議員の御質問にお答えいたします。

特別損失の内訳でございますが、項目を申し上げます。ふるさと米分析費及びその他農産物の分析費、農産物等風評被害の対策費、新聞掲載等でございます。

原因究明の対策の土壌の分析費、飲料禁止に伴うミネラルウォーターの購入費、給水所設置に伴う消耗品費、民間業者による給水車の応援作業費、場内のPFOS・PFOAの急速ろ過材洗浄作業及び活性炭入替え作業費、配水池ほかのPFOS・PFOAの洗浄費、場内次亜塩素槽の洗浄作業及び投入作業費、次亜塩素酸廃液の収集運搬及び処分手数料、PFOAを含みました活性炭等の廃棄物の収集運搬処分費、PFOS及びPFOAの

水質検査手数料、牛乳・チーズ工場など事業所への上水道の検査費用、またその事業所等への水の確保に係る費用と河平ダム下流域の井戸水で生活をされている方への対応費用、場内のろ過材の入替え、修繕、活性炭入替えに伴う活性炭の購入費、日本水道協会の応援に対する負担金、またそのスタッフについての昼食代、給水所の投光器のリース代、給水車の燃料代、郵便料と、この事故に関するデータの抽出に伴う委託料。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

こちらの内訳だけで内訳の中の金額が今この場でと思いますが、これはきちんと精査されて、この金額が集計されたと思いますが、それは了といたしますが。

この中で、例えば原因究明に係ることで関連ですけど、県、様々水質検査もう何回もというかフレコンバックもやっていますが、その県がこういう、先ほどずっと読み上げていただいた内訳の項目のうち、県も負担するのはあるのでしょうか。それとも、ここに積算されている、この1億3,000万円余りで水質の検査や様々な、PFOS・PFOAの検査については、もう全て全額この中で町費の負担になってるのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

原因究明等で行なっております、県が実施しております検査については、この中には計上はされておられません。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

1点お尋ねします。12ページの交付金なんですけれども、1億7,100万円の内容についてお尋ねしたいと思います。

これについては広域水道の関連に伴う布設工事というふうに、この前説明のほうをいた

だいておるんですけども、1つ、今後の工事予定でありますとか、そういったものがまた見込まれておるのかどうか、予定があるのかないのか。そのあたり1点お聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

丸山議員さんの質問にお答えいたします。

今回補正を上げさせていただいている工事請負費につきましては、まず第1期工事という形で円城浄水場に水を供給するための受水槽と導水管の造形を計ることが主となっております。その後の工事につきましては、吉備高原からの水を安定して供給するための管路工事、それから入り口の吉備高原のほうの受水槽の設置工事、そういったものが予定されておりまして、令和7年度をめどに実施をしていく予定としております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

後、課長のほうで説明いただいた、その7年度完成予定のものについては、この前から聞きますのに大体5億円、6億円という金額を聞いておるんですけども、大体その内容で今回の全体的な工事については完結をするということによろしいのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

先ほど申し上げました工事をもちまして、円城浄水場につきましては水源が100%、岡山県広域水道企業団からの受水に変わるというふうな予定でおります。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

1点のみ、お尋ねしたいと思います。

先ほど同僚議員が尋ねてました11ページの一番下の、その他特別損失の中で、先ほど課長のほうの説明の中で、ろ過材の入替え等々のお話があったかと思います。事、今回我々がこの大きな被害を受けたのは、他の地域においての活性炭の利用後、それに使ったものが大きな被害を招いたわけなんですけども、今回我々の浄水場から出たこのろ過材、これについては適正な処理が行われているのかどうか。このあたりを吉備中央町としてきちんと管理ができているのかどうか。この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

黒田議員さんの御質問にお答えいたします。

今回、円城浄水場で使用してございまして入替えを行いました活性炭につきましては、現在その活性炭を処分できる業者選定というか、依頼をかけております。まだ処分自体のことができておりません。というのが受入れのための活性炭内の数値等の検査等もございまして、それによって処理をしていただけたところ、していただけないところがございまして、そちらを選定をして、しかるべき正しい処置のほうを行うことにしております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第77号、令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第19、議案第78号、令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第78号、令和5年度吉備中央町下水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま町長から議案第79号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第80号、吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例について、議案第81号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算について、議案第82号、令和5年度吉備中央町上水道会計補正予算について、

山崎誠君外4名から発議第6号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書について、山崎誠君外4名から発議第7号、特別委員会の設置についてが提出されました。

また、各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

この際、これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第80号、吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例について、議案第81号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算について、議案第82号、令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について、発議第6号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書について、発議第7号、特別委員会の設置について及び閉会中の特定事件の調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第1、議案第79号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

それでは、議案第79号の御説明をさせていただきます。

吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例について。吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年12月20日提出。吉備中央町長、山本雅則。

このたびの条例改正の背景、概要ですが、円城浄水場有機フッ素化合物検出に係る原因究明を行うに当たり、専門的知識を有する知見者の方で原因究明委員会を組織し、今後さらなる究明を進めるため、委員の報酬を定める条例の改正を行うものです。

次のページをお開きください。

吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1項中、原因究明委員会委員日額2万円を追加するよう改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第79号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第2、議案第80号、吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

それでは、議案第80号の御説明をさせていただきます。

吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例について。吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年12月20日提出。吉備中央町長、山本雅則。

このたびの条例改正の概要ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき定期的に見直しが行われております。今回、手数料の標準額の見直しが行われ、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令についてが閣議決定され、これに伴い当町の条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

吉備中央町証明等手数料条例の一部を次のように改正する。別表中上段の、従来表に定める今までどおりの戸籍謄本等の発行事務に加え、料金はそのままに、新たに本籍地以外での戸籍謄本の交付事務が加わったことによる根拠規定を条文を改正が1点、それに加え新たに下段の表中に、戸籍、除籍、電子証明書提供用識別符号の発行事務を新たに行う料金400円と700円が追加されました。届出書や申請書、その他町長の受理した書類及び証明書の交付閲覧業務の中に電子化された届出書等の情報内容を含むということが追加され、それに伴い新たな手数料の追加や手数料を徴収しない場合の内容を規定することになりました。これは、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の規定整備ということになります。

附則として、この条例は令和6年3月1日から施行する。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第80号、吉備中央町証明等手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第3、議案第81号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、議案第81号を御説明させていただきます。

議案第81号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和5年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年12月20日提出。吉備中央町長、

山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

2点ございます。

この原因究明委員会なんですが、これは今年度なので、今年度何回ぐらいを大体想定してこの委員会は開催し、この報酬については積算をされているんでしょうかというのが1点と。

それから、その下の上水道事業の運営負担金というのは、この後の議題にあります上水道会計のほうで出てくると思うんですが。ここで説明を聞けばいいんですけど、大体これは、この負担金は何に対応して上水道会計に支出するのか、お尋ねいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

開催回数の積算でございますけれど、今年度残り4か月ということでございまして、審議の進行状況にもよりますが、最大、月1回開催するとして4回分を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（難波武志君）

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

お答えさせていただきます。

上水道の事業運営負担金の内容につきましてですが、主には水道料金のことになるうか

と思います。詳細につきましては、後ほど上水道のほうでお答えさせていただければと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第81号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第4、議案第82号、令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

それでは、議案第82号について御説明申し上げます。

令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和5年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和5年12月20日提出。吉備中央町長、山本雅則。

[予算書に基づき説明]

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

水質事故による1億1,500万円余りですけど、ちょっと細かい説明がなかったんですが、もう少し説明いただけますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

歳原水道課長。

○水道課長（歳原雅則君）

山崎議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました円城浄水場の利用者に返還をする、令和2年4月から令和5年8月使用分の水道料金についてでございますが、年度ごとに内訳を申し上げますと、令和2年度件数が7,367件、金額が3,303万7,201円、令和3年度が件数が7,326件、金額が3,333万6,795円、令和4年度が件数が7,280件、金額が3,279万9,940円、令和5年度が4,240件、金額が1,930万1,487円で、トータルが2万5,607件、金額が1億1,570万9,067円でございます。こちらにつきましては、減免等その他もございまして、概算によるものということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

細かいことの説明をいただきましたけども、おおむね3年間ですが、この返還、3年間という期間にした判断の根拠を、ひとつお知らせいただきたいのと。他の町民、この円城

浄水場以外の町民との公平性についての判断はいかがだったでしょうか。

付随して申し上げますと、これ本当に大変な支出なんです。実は、私はもうずっと一般質問でも申し上げましたが、令和2年度に政府の追加検査が始まって、そのときに最初は検査していなかったということで、私は、これはもう改ざん、隠蔽というふうに認識してるんですけども、そのときにきちんと対処していれば、これほど大きなことに、金額もそうですが、ならなかったと思って、非常にもう残念の極みですけども、そのことを前提としてこの返還、3年間に至った判断の根拠と、それから他の町民、この円城浄水場以外の3年間という期間で、そもそもこの給水を受けた高濃度の、いわゆる健康に大きな被害があるであろうPFASの水道水を飲んだ人にとっては本当に、当然というか、そういう思いだと思います。他の住民との公平性については、どのような御判断だったのか。

それから、今概略、もう事務的にそれぞれの返還すべき件数なども把握されているようですが、実際に執行されるのはいつ頃になる予定なんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

御質問の点でございますが、国から有機フッ素化合物の暫定目標値の設定をされました令和2年4月から設定をされたわけで、ここを基準にあると。これは、先日の全員協議会でも報告をし、御了解をいただいたものと理解しております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

いやいや、全員協議会でもお話がございましたが。それは全員協議会の場なので、この議会の場で、先ほど申し上げた根拠と他の町民との公平性についてお尋ねをしておるので、そこのところをお答えいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

我々といたしましては、従来の全員協議会とは違いまして、従来は意見を交換しながらすり合わせをするという、そういう程でございましたが、現在の全員協議会は、きちっとした全員協議会のはずでございますので、そこで議論されたことにつきましては、その線に沿って物事を進めさせていただくと、そういうふうに我々は理解をいたしております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

（7番、「議長、山崎。」の声）

3回過ぎてます。3回した。

（7番、「今度3回目じゃろ。」の声）

今度3回目。

（7番、「今が3回目じゃった。いや、今2回ですよ。」の声）

3回したろ。水道課長が答えて、副町長が2回答えたんじゃから。

（7番、「そしたらもう答弁されてないんで、今のことを答弁していただきたいんです。」の声）

副町長、答弁……。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

1点、答弁してなかったかも分かりませんが、他の地区との均衡というのはどういう意味か、ちょっと具体的に御質問をいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

7番、山崎誠君、質問の内容をお願いします。

○7番（山崎 誠君）

じゃ、補足で。町民にとっては、先ほど全体的に申し上げました令和2年度に明らかだったら、私はこういうことにならなかったと、こういうふうに思っておるんですけども。他の町民からしたら何で3年間もするんだというようなことも、やっぱり意見があると思います。そのときの、その3年間と、それは非常に英断だと私は思ってるんですけども、執行部側の。それは、3年間、他のその水を飲んでなかった人にとって、それはちょっと公平性からしてどうなのかというふうに、私はそういうふうなことの意見はあると思います。その点について、多分、多分ですよ、推測ですが、そういうことも十分、執行部の方

は公平性を考えてやられるので、そのことも恐らく十分考えられてやったと思うんですが、そのあたりの議論とか、そのあたりの判断をお聞きしたかったわけでございます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

議員おっしゃられるとおり、国から通達があったら直ちに検査をして発表しておれば、こういう事態にはなってなかったかも分からんということは、これはもう議員おっしゃる通りでございます、これは我々も深く反省をしておるところでございます。

そういう意味からいたしましても、通達があった、それを適用されるときに遡って、やはりそれ以降、補償というんですか、返還をするというのが、最大限の手続の中でできる範囲かなということで、最大限の返還をさせていただくという気持ちで取り組んだところでございます。御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

1 番、日名義人君。

○1 番（日名義人君）

今の岡田副町長の答弁の中で気がかりなことがありますので、確かめときたいと思います。

確かに、この間の円城の水の件で全員協議会を開いてきました。これは、そこに絞って機敏に対応していくために一々会議を招集する、本会議をというよりも、みんなの了解を得て機敏に対応する必要があるからという、そういう趣旨で、それはそれでみんな了解したと思います。しかし、そこで論議をしたことはあくまでも全員協議会ですから、改めてこの本会議の場で確かめ合うということかて起こり得ると思います。とすると、先ほどの、もうそこで説明してきたから改めて答弁は必要ないという、そのところの岡田副町長の見解については疑問を持ちます。改めて見解を述べてください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

決して答弁が必要ないとは、私は言うておりません。全員協議会で協議したことに基づ

いて、それぞれ手続を進めておると、こういうことでございます。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

改めて、その全員協議会でやり取りしたことを本会議で確かめ合いたいということかあり得ると思うんです。それを否定されてるように、私には聞こえました。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

もし、そういうふうに誤って伝わっておりましたら、おわびを申し上げたいと思います。先ほど申し上げますように、全員協議会、これ昔の全員協議会とは違いますので、そこでこういうふうに手続を踏む、こういうことの対処をしていくということを御理解いただきましたんで、それに基づいて順次進めておるということで、決して本会議で質問したらいけませんとか、あれで論議が終わったと、そういうことも申し上げておるわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私からは3点質問があります。

まず1点目が、先ほどもちょっと議論があったんですが、本来であればこの原因究明が行われた上で原因がある程度特定できたら、そのところがお金をお支払いするべきじゃないかなと思うんですけれど。なぜ、町がそれをする必要があるのか。ちょっともう少し、すみません、私が頭があまり回ってないのか、もう少しちょっと分かりやすく教えていただけたらと思います。

2点目が、令和2年から令和5年で、この4月から令和5年8月までということなんですけれど。その間にこの円城地区でお亡くなりになっている方々、実際いらっしゃるんですね。その方々の御家族に対して、私、個人的には返還すべきではないかと思うんですが、そのあたりのお考えをお聞かせください。

3点目が、この返還の手続なんですけれども、私、この町の給水条例施行規程を読んだんですが、費用の軽減や免除などはここで規定されています。ただ、返還となるとこの現在の法令上は難しいのか。今現在のどこの法令ですか、それとも新たに何か制定するのか。

以上3点質問します。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

なぜ、ここで支払いをするかという1点目でございますが。これ、全員協議会でもお話を申し上げたと思うんですけれども、もう明らかに令和2年以降、国の通達以降、検査をするたびに数値が出てきとったということが明らかでございますので、そうなりますと住民の皆さんに大変御迷惑をおかけしたんで、なるべく早くお返しをするというのがいいんじゃないかということで、早めに手続をさせていただいたというのでございます。

それから、亡くなった方についてございますが。もちろん亡くなられた方も相続とか、いろいろありましようから、そこは調べて全てお返しをすると。ちょっと本会議場ですから、あんまり長くなっちゃいけないんですけれども、例えば、例えばの話をしちゃいけません、成田議員さんが家主であって誰かが入とったと、そうすると実際に名義は例えば家主であって、そこから徴収をしとるけれども、実際払ったのは入とる人かも分からん、そういうことも調査をしながら計算をしていかにゃいけないので、なるべく早く取り組まんと、コンピューターですぐはじき出せるということじゃないんで、なるべく早く手続をさせていただきたいというのが1つであります。

それから、手続につきましては、これはいろいろなケースがございまして、全国の事例も見せていただきましたが、例えば大阪府の大東市、これ上下水道、どちらも同じようなことですが、こちらのほうも料金に係る返還取扱要綱、それから堺市、これも大阪ですが、その堺市の使用料に係る返還金交付要綱あるいは出雲市が、これも使用料に係る返還金の取扱規程、それから雲南市も料金の返還金支払い取扱要綱、それから福岡県の広川町が水道料金返還金取扱要綱というものをつくっておりますので、もちろん先ほどからお話をしておりますように、全員協議会等でお話を申し上げましたことを基本に、そういうきちっとした、少なくとも返還の目的でありますとか、対象の期間、対象者、今の相続人

を含めた対象者あるいは返還の事務手続の方法とか、そういうものを定めていかなければいけないという、それはもちろんそう思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町がその還付する理由を、今、副町長に教えていただいたんですけど。それを私、町のホームページ等でしっかり公表して、町民の皆様を知っていただくということが大切ではないかなと思いますので、公表をするかどうかというところが1点ございます。

あとは、お亡くなりになった方なんですけど、私も独り暮らしの方がお亡くなりになったのも何件もちょっと知ってまして、あそこは空き家になってるんですけど。そのあたりもじっくり時間をかけながら調査していただけたらと思います。

公表のことを1点、お願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

どういう方法がよいか、そこはちょっとまだ頭が回っておりませんが、知らせる必要がある、公表する必要があるということになれば、何らかの手続でそういうふうにしてまいりたいと、今のところは思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第82号、令和5年度吉備中央町上水道事業補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第5、発議第6号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（亀山勝則君）〔発議第6号朗読〕

○議長（難波武志君）

ただいま発議について朗読しましたが、提出者から補足説明がありましたらお願いします。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

本案に対し御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

発議第6号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、発議第6号、再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第6、発議第7号、特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（亀山勝則君）〔発議第7号朗読〕

○議長（難波武志君）

ただいま発議について朗読しましたが、提出者からの補足説明がありましたらお願いします。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

この委員会について、通例今までは3月議会でそれぞれの常任委員会における調査、それからかつて予算委員会が設けられておりましたけども、大体3月に持って調査するというのでございましたが。先般来の議論にもあるように、町長答弁のようにデジタル田園健康特区の事業についてもマイクロEVの関係で少し見直すというか、少し考えるというような御発言もございましたし、先ほどの今日上程議案の中で円城の、特に水問題に関して今後様々な進展もあろうかと思えます。そういう意味で原案が完全にできて、3月の審議の前に素案の段階で様々な調査を行い、いわゆる町民側の意向も少し、もちろん予算の編成権というのは執行部側にございますので、そのことの議決は議会が行いますので、そのあたりのことについて少し事前の調査をしたい、その段階で調査をしたいということで、この特別委員会の設置を発議をいたしました。議員の皆さんの御理解をよろしく願います。あとは議長の取り計らいでお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これに対し御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

御意見、御質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、発議第7号、特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第7、令和6年度予算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました令和6年度予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長において、日名義人君、加藤高志君、山本洋平君、石井壽富君、丸山節夫君、河上真智子君、山崎誠君、黒田員米君、成田賢一君、渡邊順子君、西山宗弘君、難波武志、以上12名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、令和6年度予算特別委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

ただいまより予算特別委員会は、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、正副委員長の互選を行います。

ここで暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第8、令和6年度予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選報告についてを議題とします。

委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、予算特別委員会において委員長、1番、日名義人君、副委員長、7番、山崎誠君が互選されましたので報告します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第9、閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

お諮りします。

本件については、各委員長申出のとおり閉会中の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て終了しました。

この際、町長の御挨拶があります。

○町長（山本雅則君）

第5回の議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶をさせていただきます。

17日間という長い、この議会の期間でございました。その期間、議員の皆様方には慎重審議を賜り、提出しておりました議案全てにおきまして承認議決を賜りました。大変ありがとうございます。その中でも特に、今回の円城に関する近々の議題も提出をさせていただきました。本日も追加でさせていただきました。そのことは、やはりその地域の方々の思いを酌んで、速やかに執行することが町の一つの思いを伝える手段だと私は考えております。今日議決を賜りました。速やかに、その執行ができるように、これから頑張っていきたいと思っております。

今年も残すところ、あと10日余りとなりました。でき得れば、必ず来年は吉備中央町に

とって明るい年になるように望んでおります。また、希望いたします。ぜひ、皆様方におかれましても新年を暖かく、健やかに迎えられることを本当に心の底から念じまして、閉会に当たりまして御礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで令和5年第5回吉備中央町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前11時45分 閉会